



厚生労働省北海道労働局発表  
令和4年1月6日

【担当】  
厚生労働省  
北海道労働局労働基準部安全課  
課長 八反田 健  
主任安全専門官 富塚 豊  
電話:011-788-5460(直通)  
FAX :011-756-0056

## 北海道労働局長による建設現場安全パトロールの実施

- 北海道冬季ゼロ災運動中の一環として -

北海道の建設業における休業4日以上の労働災害による死傷者数は、令和3年1月から11月末現在で802人と前年同期に比べ79人（10.9%）の大幅な増加となっており、さらに死亡者数も18人と前年同期より7人の増加となっている状況であり、非常に憂慮すべき事態となっております。（別添、資料）

このような状況を踏まえ、北海道労働局及び各労働基準監督署では、道内の建設業に対して「建設工事追い込み期労働災害防止運動」（令和3年10月1日～12月31日）を展開し、墜落・転落、重機、崩壊・倒壊、交通労働、急性中毒等の労働災害防止対策徹底について各建設現場への指導を徹底しておりましたが、令和4年1月以降も冬季における、降雪や凍結等による転倒、自動車のスリップや吹雪等による視界不良時の交通事故、除雪作業に伴う墜落災害、屋内での内燃機関、練炭、ジェットヒーター等の使用による一酸化炭素中毒による冬季特有の労働災害の防止に向けた「北海道冬季ゼロ災運動」（令和3年12月1日～4年3月31日）を展開しております。

北海道労働局は、冬季における建設現場での死亡・重篤災害を防止するため、各事業場の自主的な労働災害防止活動の活性化を図っており、このたび、その取組の一環として、局長による建設現場安全パトロールを下記により実施します。

### 記

- 1 日 時 令和4年1月18日（火）午後1時10分～3時30分
- 2 工事名 エスコン フィールド HOKKAIDO新築工事
- 3 所在地 北広島市共栄（きたひろしま総合運動公園）
- 4 施工者 大林・岩田地崎特定建設工事共同企業体
- 5 工事概要  
(1) 工期 令和2年5月1日～令和4年12月31日  
(2) 概要 RC造、S造、SRC造、延床面積120,500㎡  
地上6階、地下2階建
- 6 発注者 ファイターズスポーツ&エンターテイメント

## 報道機関の皆様へ

### (現地取材される場合の留意事項)

- 1 現地取材を御希望される場合には、集合場所としてNO2ゲートがありますので、警備員等の指示に従ってください。なお、入場ゲートへは北広島市総合体育館方面から仮囲いに沿って左折により入ってください。
- 2 集合時間は1月18日(火)午後2時30分迄です。
- 3 工事現場内では、工事関係者の指示に従ってください。なお、当日は各社、ヘルメット、長靴、防寒着のご用意をお願いします。
- 4 工事現場内は、報道規制の都合上、報道機関関係者の現場安全パトロール帯同はできません。パトロール終了後、工事関係者が指定するエリア(建物外部)でのみ、取材・撮影が可能です。
- 5 取材される報道機関関係者の人数をあらかじめ把握させていただきたいと思いますので、取材を希望される報道機関は、

報道機関名

取材人数

御連絡先

について、1月12日(水)午後3時迄に下記の担当までご連絡をお願いいたします。なお、駐車場が狭隘のため1社車1台での取材をお願いします。

○ 北海道労働局労働基準部安全課

主任安全専門官 富塚 豊

電話 011-788-5460(直通)

# 業種別労働災害発生状況

令和3年1月1日～令和3年11月30日

北海道労働局

業種別	区分	令和3年			令和2年			対前年		業種割合 (%)	令和2年確定		
		死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率		死亡	休業	合計
全産業合計		48	6,656	6,704	40	5,594	5,634	1,070	19.0	100.0	51	7,684	7,735
製造業	製造業	3	1,023	1,026	6	931	937	89	9.5	15.3	6	1,138	1,144
	食料品	1	543	544	3	498	501	43	8.6	8.1	3	606	609
	木材・家具	1	94	95	1	80	81	14	17.3	1.4	1	90	91
	紙・印刷		17	17		23	23	-6	-26.1	0.3		29	29
	窯業・土石		44	44		36	36	8	22.2	0.7		42	42
	金属・機械		143	143	1	148	149	-6	-4.0	2.1	1	189	190
	その他	1	182	183	1	146	147	36	24.5	2.7	1	182	183
鉱業	鉱山		2	2				2		0.0			
	土石採取業	1	17	18	1	20	21	-3	-14.3	0.3	1	22	23
建設業	建設業	18	784	802	11	712	723	79	10.9	12.0	14	889	903
	土木工事業	11	281	292	5	252	257	35	13.6	4.4	6	314	320
	建築工事業	4	322	326	5	266	271	55	20.3	4.9	6	322	328
	木造建築業	1	96	97		105	105	-8	-7.6	1.4		144	144
	その他	2	85	87	1	89	90	-3	-3.3	1.3	2	109	111
交通運輸事業	1	193	194	3	162	165	29	17.6	2.9	3	211	214	
陸上貨物運送事業	陸上貨物運送事業	6	694	700	5	665	670	30	4.5	10.4	6	823	829
	道路貨物運送	6	641	647	3	626	629	18	2.9	9.7	4	771	775
	陸上貨物取扱		53	53	2	39	41	12	29.3	0.8	2	52	54
港湾運送業		19	19		16	16	3	18.8	0.3		18	18	
林業	1	66	67	3	66	69	-2	-2.9	1.0	4	77	81	
水産業	3	94	97	3	108	111	-14	-12.6	1.4	3	141	144	
商業	4	962	966	3	868	871	95	10.9	14.4	4	1,126	1,130	
清掃・と畜業	2	322	324	1	365	366	-42	-11.5	4.8	3	454	457	
上記以外の事業	9	2,480	2,489	4	1,681	1,685	804	47.7	37.1	7	2,785	2,792	

(注) 本年・昨年ともに集計期間に把握した速報値である。

## 第13次労働災害防止計画進捗状況

11月末同月比

	死亡災害			死傷災害		
	被災者数	増減数	増減率	被災者数	増減数	増減率
基準年(平成29年)	63			5,280		
4年目(令和3年)	48	-15	-23.8%	6,704	1,424	27.0%

### 第13次労働災害防止計画の目標

平成29年と比較して令和4年までに・・・  
 ・死亡者数を20%以上減少させる。  
 ・死傷者数を5%以上減少させる。

## 業種別労働災害発生状況 その2

令和3年1月1日～令和3年11月30日

北海道労働局

「上記以外の事業」の内訳

業種別	令和3年			令和2年			対前年		業種割合 (%)	令和2年確定		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率		死亡	休業	合計
農業	3	90	93		77	77	16	20.8	1.4		100	100
畜産業		233	233	1	253	254	-21	-8.3	3.5	2	306	308
金融・広告業		41	41		28	28	13	46.4	0.6		41	41
映画・演劇業		2	2		4	4	-2	-50.0	0.0		4	4
通信業		133	133		131	131	2	1.5	2.0		160	160
教育・研究業	1	60	61		38	38	23	60.5	0.9		61	61
保健衛生業	1	1,311	1,312		650	650	662	101.8	19.6		1,470	1,470
接客娯楽業	2	314	316		253	253	63	24.9	4.7	1	323	324
その他の事業	2	296	298	3	247	250	48	19.2	4.4	4	320	324
合計	9	2,480	2,489	4	1,681	1,685	804	47.7	37.1	7	2,785	2,792

「第三次産業」の内訳

業種別	令和3年			令和2年			対前年		業種割合 (%)	令和2年確定		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率		死亡	休業	合計
商業	4	962	966	3	868	871	95	10.9	14.4	4	1,126	1,130
うち 小売業	2	749	751	2	714	716	35	4.9	11.2	2	910	912
金融・広告業		41	41		28	28	13	46.4	0.6		41	41
映画・演劇業		2	2		4	4	-2	-50.0	0.0		4	4
通信業		133	133		131	131	2	1.5	2.0		160	160
教育・研究業	1	60	61		38	38	23	60.5	0.9		61	61
保健・衛生業	1	1,311	1,312		650	650	662	101.8	19.6		1,470	1,470
うち 社会福祉施設		847	847		418	418	429	102.6	12.6		771	771
うち 医療保健業	1	453	454		215	215	239	111.2	6.8		677	677
接客・娯楽業	2	314	316		253	253	63	24.9	4.7	1	323	324
うち 飲食店		146	146		110	110	36	32.7	2.2	1	142	143
うち 旅館業	1	85	86		65	65	21	32.3	1.3		89	89
うち ゴルフ場		41	41		35	35	6	17.1	0.6		38	38
清掃・と畜業	2	322	324	1	365	366	-42	-11.5	4.8	3	454	457
その他の事業	2	296	298	3	247	250	48	19.2	4.4	4	320	324
うち 警備業	1	77	78	1	75	76	2	2.6	1.2	1	91	92
合計	12	3,441	3,453	7	2,584	2,591	862	33.3	51.5	12	3,959	3,971

# 建設工事追い込み期労働災害防止運動実施要綱（抜粋）

建設業における8月末現在（速報値）の死亡者数は、昨年の7人から12人と5人増加しており、死傷者数についても前年同期に比べ37人増加の507人となっています。

死亡労働災害を事故の型別で見ると「墜落、転落」「激突され」が各3人と最も多く、次に「はさまれ、巻き込まれ」が2人、「飛来、落下」「高温・低温の物との接触」「交通事故（道路）」「その他」が各1人となっています。

建設業の労働災害は、例年追い込み期に当たる10月から12月に多発する傾向にあり、同時期の過去5年間の死亡者数を都道府県労働局別で比較すると、北海道が突出しています。

これから迎える建設工事の追い込み期に、墜落・転落災害防止を最重点に、重機等災害、崩壊・倒壊災害、交通労働災害、急性中毒、火災の各防止対策を重点実施事項として、本年度も「建設工事追い込み期労働災害防止運動」を展開します。

なお、10月25日から10月31日までを「建設安全週間」と定め、この期間に「建設工事パトロール点検表」を使用した「建設工事パトロール」の実施等に取り組みます。

- 1 取組期間: 令和3年10月1日～12月31日(建設安全週間: 10月25日～10月31日)
- 2 主唱者: 厚生労働省北海道労働局及び各労働基準監督署(支署)
- 3 協賛者: 建設工事発注機関連絡協議会、建設業労働災害防止協会北海道支部、一般社団法人北海道建設業協会  
一般社団法人日本建設業連合会北海道支部、建設産業専門団体北海道地区連合会、一般社団法人北海道建築工事業組合連合会、職業訓練法人札幌市建築業組合、一般社団法人日本ツーパイフォー建築協会、一般社団法人プレハブ建築協会、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会北海道支部
- 4 実施者: 建設業関係各事業場(工事現場)

## 運動期間中に事業場取り組むべき内容（重点実施事項等）

### 墜落・転落災害防止対策

- ア 開口部の養生、危険箇所の表示
- イ 作業床の設置、手すり及び中さん等の設置
- ウ 手すり先行工法等の「より安全な措置」の採用
- エ 作業主任者の選任、職務の励行
- オ 防網の設置、要求性能墜落制止用器具の取付設備の設置
- カ 要求性能墜落制止用器具の使用

### 重機災害防止対策

- ア 車両系建設機械
  - (ア) 作業計画の作成（種類及び能力、運行経路、作業方法）
  - (イ) 立入禁止区域の明確化
  - (ウ) 誘導者の配置による転落・接触防止
  - (エ) 主たる用途以外の使用制限
- イ 移動式クレーン
  - (ア) 作業計画の作成（作業方法、転倒防止、労働者の配置及び指揮の系統）
  - (イ) 過負荷の制限
  - (ウ) アウトリガーの最大張出
  - (エ) 適正な玉掛用具の使用
  - (オ) 安全装置の有効使用

### 崩壊・倒壊災害防止対策

- ア 土砂崩壊
  - (ア) 安定勾配の確保又は土止支保工の設置
  - (イ) 作業開始前の地山の点検
  - (ウ) 作業主任者の直接指揮
  - (エ) 作業手順に基づく安全作業
  - (オ) 現場責任者による巡視・点検の励行
- イ 構築物・仮設物等の倒壊
  - (ア) 作業計画の作成
  - (イ) 作業手順の確立
  - (ウ) 避難場所の確保
  - (エ) 作業構台・足場の最大積載荷重の表示と周知

### 交通労働災害防止

- ア 路面状況にあった安全な速度での走行
- イ 工事現場における第三者車両からの被害防止
  - (ア) 第三者車両への「工事中」注意喚起標識の設置
  - (イ) 交通誘導者の配置
  - (ウ) バリケートの設置
- ウ 交通労働災害防止のためのガイドラインの遵守
- エ 交通ヒヤリマップを作成し、安全運転教育に活用
- オ 運転者の運転業務以外の業務の軽減
- カ 過労運転の防止

### 急性中毒等予防対策

- ア 一酸化炭素
  - (ア) 屋内での内燃機関及び練炭コンロ等の使用禁止
  - (イ) やむを得ず屋内で内燃機関及び練炭コンロ等を使用する場合、
    - ・ 随時測定、監視（作業開始前、作業中等）
    - ・ リスクアセスメントの実施
- イ 有機溶剤
  - (ア) 換気装置の使用
  - (イ) 送気マスク、防毒マスクの使用
  - (ウ) SDS（安全データシート）を活用し、リスクアセスメントの実施
- ウ 酸欠・硫化水素
  - (ア) 作業開始前の酸素濃度及び硫化水素濃度の測定
  - (イ) 作業場所の酸素濃度を18%以上、硫化水素濃度を10ppm以下となるよう換気
  - (ウ) 作業主任者の選任
  - (エ) 安全衛生教育の実施
  - (オ) 元請事業者の下請事業者に対する指導援助

### 火災防止対策

- ア 火気の取扱い管理の徹底
- イ 可燃性のものの近傍での火気の使用禁止

# 建設工事追い込み期労働災害防止運動

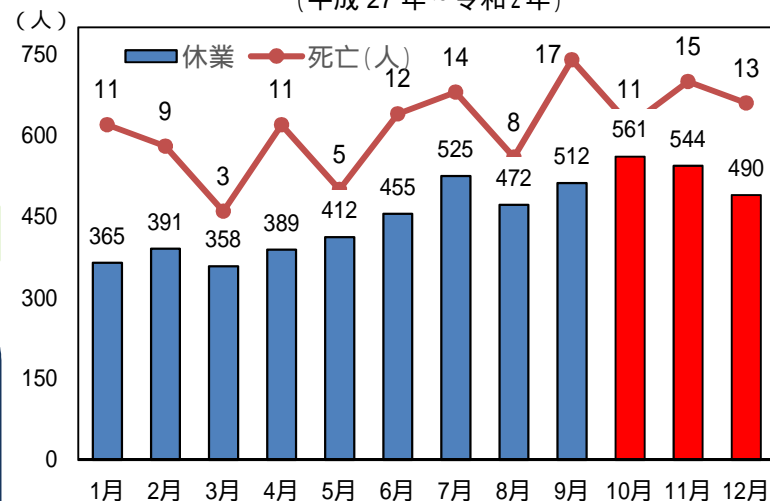
令和3年10月1日～12月31日(建設安全週間10月25日～10月31日)



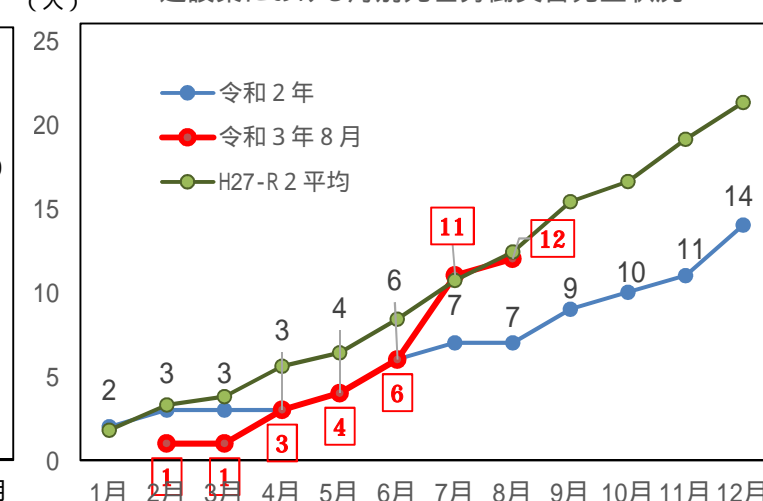
STOP! 労働災害

リスクアセスメントを実施しよう!

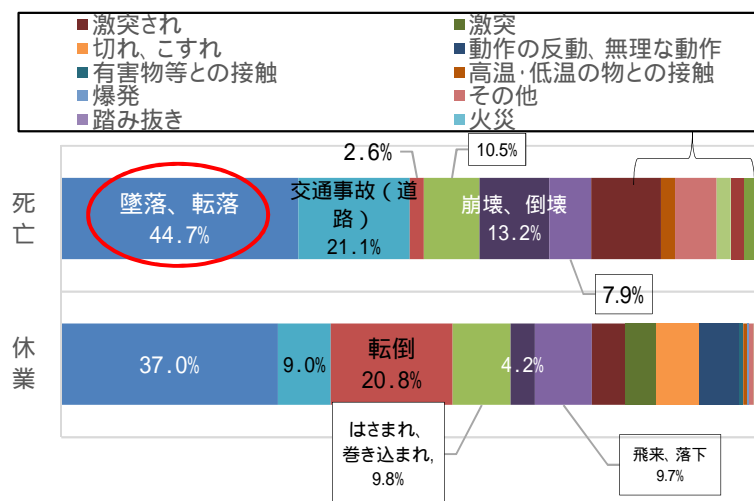
建設業における月別死傷者数の推移  
(平成27年～令和2年)



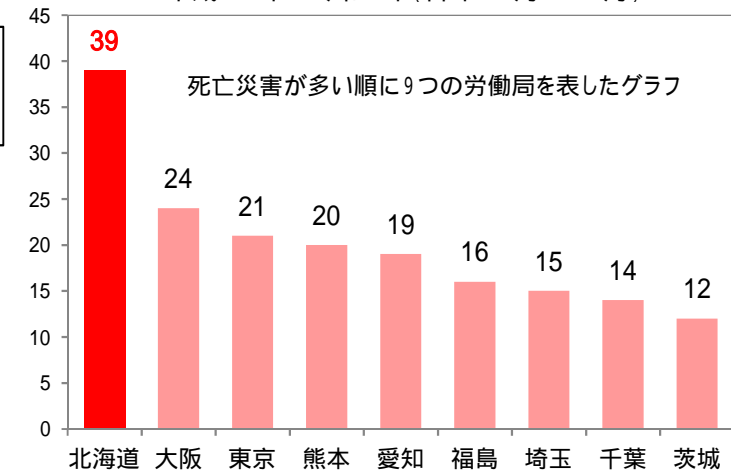
建設業における月別死亡労働災害発生状況



建設業における事故の型別労働災害発生状況  
平成27年～令和2年(各年10月～12月)



建設業における都道府県労働局別死亡災害発生状況  
平成27年～令和2年(各年10月～12月)



建設業関係各事業場（工事現場）の皆様には、次の事項の取組の徹底をお願いします。

#### 【重点実施事項】

- 墜落・転落災害防止対策
- 重機災害防止対策（車両系建設機械、移動式クレーン）
- 崩壊・倒壊災害防止対策（土砂崩壊、構築物・仮設物等の倒壊）
- 交通労働災害防止対策
- 急性中毒等予防対策（一酸化炭素、有機溶剤、酸欠・硫化水素）
- 火災防止対策

各取組にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じましょう



# 北海道冬季ゼロ災運動

## 冬季特有の労働災害を防止しよう！

冬季において、凍結等による転倒、自動車のスリップや吹雪等による視界不良時の交通事故、除雪作業に伴う墜落災害、屋内での内燃機関、練炭、ジェットヒーター等の使用による一酸化炭素中毒が発生しています。

「北海道冬季ゼロ災運動」とは、これら冬季特有の労働災害の防止に向けて事業者が行う具体的な取組事項を幅広く水平展開するものです。

労使が協力して「北海道冬季ゼロ災運動」に取り組みましょう。



取組期間

令和3年12月1日から令和4年3月31日まで

主唱者

北海道労働局・各労働基準監督署（支署）

実施者

事業者

重点災害

転倒災害、雪下ろしの際の墜落災害及び除雪作業時の重機災害、交通労働災害、一酸化炭素中毒



## 転倒災害

### 事例 1

**概要** 死亡災害 1月 午後1時過ぎ 発生  
帰宅するため駐車場を歩いているとき転倒し、頭部を強打した。

#### 防止対策

滑りにくい靴を着用するとともに、駐車場に滑り止めの砂をまく等の措置を講じる。

### 事例 2

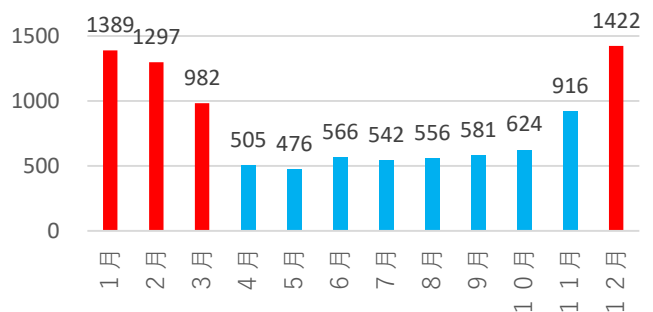
**概要** 休業災害 11月 午前5時 発生  
施設管理のため駐車場を走行中転倒した。

#### 防止対策

- ・ 駐車場に滑り止めの砂をまくこと。
- ・ 滑りにくい靴を選定し、着用すること。

### 転倒災害発生状況

(H28～R2)



### こんな場所は要注意！

- 凍結路面
- 再凍結した場所
- 除雪機械等が通過した直後のつるつる路面
- 交差点の手前（横断歩道）
- 薄っすらと雪が積もった道路
- 屋外階段



# 北海道冬季ゼロ災運動取組内容

## 共通事項

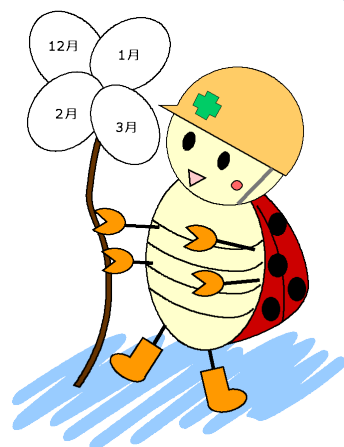
- 1 経営トップが冬季ゼロ災に向けた各種対策の実施に積極的に取り組むこと。
- 2 冬季特有の要因を踏まえたリスクの見積りを行い、ハザードマップ等を作成するとともに、リスク低減措置（リスクアセスメント）を講ずること。  
また、作業開始前のKY（危険予知）活動、災害事例を取り入れた安全衛生教育を実施すること。
- 3 安全衛生管理体制を整備し、安全担当責任者自らが具体的な災害防止活動の管理を行うこと。
- 4 気象情報を事前に把握した上で、これに応じた作業スケジュールを計画すること。  
また、大雪、低温等の警報・注意報発令時の関係者への周知徹底及び落雪のおそれや悪天候時の作業中止基準を策定すること。
- 5 寒冷な作業環境下での長時間労働は避けるほか、屋外作業においては、日照時間が短いことを考慮した作業スケジュールを設定すること。
- 6 初めて北海道の冬を経験する者に対して、冬季用の靴の使用や雪道の歩き方（小さな歩幅で、靴の裏全体を着け、走らずゆっくり歩くこと）、自動車の冬道運転等の安全教育を行うこと。

## 転倒災害防止対策

- 1 敷地内の安全通路を定め、段差や凹凸、突起物、継ぎ目等のつまづく原因の改善及び除雪、滑りやすい場所における融雪剤、砂の散布、温風機の設置、滑り止めの設置等による対策を講ずること。
- 2 滑りにくい靴の着用、屋内に入る場合は、外靴に付着した靴裏の雪、水分の除去を徹底すること。
- 3 マイクロバス等での通勤時には、乗降の際に降車場所の路面状況を確認するとともに、手すり等を利用して降車すること。
- 4 スマートフォンを見ながら歩かずに、ズボンのポケットに手を入れて歩行しないこと。



てんとう防止君の画像データはこのQRコードをスマホで読み取ればダウンロードできますので、PCに転送して活用願います。



北海道労働局冬季転倒災害防止イメージキャラクター  
てんとう防止君

各月毎に「転倒災害ゼロ」を達成したら、てんとう防止君がもっているクローバーの該当月を緑色に塗りつぶします。クローバーすべての葉が緑色になるよう、本運動の「転倒災害防止対策」を参考に、「転倒災害ゼロ」を目指して取り組みましょう！

## 雪下ろし作業対策及び除雪作業時の重機災害防止対策

- 1 作業開始前に除雪する屋根の形状・材質及び軒先の雪庇の状況を確認し、その作業場所に適応した安全な作業方法・作業手順を定め、親綱・ロリップ等を設置するとともに、墜落制止用器具（安全帯）を使用すること。
- 2 屋根へ昇降するためのはしごの使用については、上端及び脚部を固定する等の転位防止措置を講ずること。
- 3 屋根の雪下ろし場所周辺には立入禁止区域を設定するとともに、関係労働者以外の立入禁止措置を講ずること。
- 4 重機を使用して除雪作業を行う際は、周囲の者が重機に轢かれる災害を防止するために、あらかじめ作業計画を作成し周囲の者の立入禁止措置を講ずること。

## 交通労働災害防止対策

- 1 冬道を運転する場合は、路面状況（圧雪・アイスバーン）、天候（吹雪・濃霧等による視界不良）に合わせた速度で走行し、十分な車間距離を確保及び早めブレーキを励行し、危険を予測しながら運転するとともに、早め出発に心がけ、余裕をもった安全運転に努めること。
- 2 運転前に冬用タイヤ（スタッドレスタイヤ）の摩耗の有無について点検を行い、摩耗が認められた場合には、速やかに交換すること。
- 3 走行する道路状況について、交通事故・スリップの危険場所等の情報を収集し、交通安全情報マップ（交通ヒヤリマップ）を作成し活用すること。
- 4 道路脇に雪が高く積み上げられている交差点等の見通しの悪い場所では、車両等を発見しずらいため、徐行を心掛けること。



## 一酸化炭素中毒防止対策

- 1 屋内作業場等、自然換気が不十分なところにおいては、内燃機関を有する機械を使用してはならないこと。  
ただし、やむを得ず使用するときは十分な換気を行うとともに、一酸化炭素濃度を継続的に測定し、作業環境を監視すること。
- 2 屋内で練炭、ジェットヒーター等を使用する場合は、関係者以外の立入を禁止するとともに、関係者が立ち入る場合は十分な換気を行い一酸化炭素濃度を測定した後でなければならないことを徹底すること。



関係者以外  
立入禁止



## STOP 高所における除雪作業災害

### 事例 1

**概要** 死亡災害 2月午後2時 発生  
スコップで屋根の雪庇を落とす作業中、屋根から墜落したものの。

#### 防止対策

屋根の除雪等作業をする場合には、墜落防止のために、墜落制止用器具（安全帯）を使用する等墜落防止措置を講ずること。



### 事例 2

**概要** 死亡災害 2月午前9時 発生  
倉庫の屋根に上がり除雪作業中、明かり取り用プラスチック窓を踏み抜き、5.7メートル墜落する。

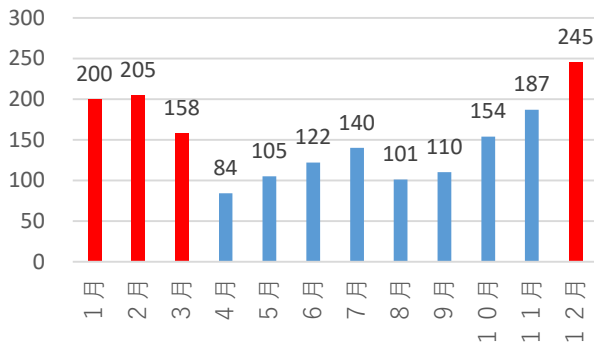
#### 防止対策

事前に窓の位置を確認するとともに、プラスチック窓に歩み板を設け、又は、防網を張るなど、墜落防止措置を講ずること。

## STOP 交通労働災害

### 交通労働災害発生状況

(H28～R2)



#### 防災対策

気象情報により警報・注意報を的確に把握し、運行計画、運行経路を変更すること。また走行途中で吹雪等に遭った場合には、ハザードランプを点滅して自車の存在を他車にわかるようにする、状況に応じて安全な場所へ退避すること。

### 事例 1

**概要** 死亡災害 1月 午前11時 発生  
ワゴン車がスリップして対向車線にはみ出し、対向車線を走行中のダンプカーに正面衝突した。

#### 防止対策

路面状況に合わせた安全速度で走行すること。



### 事例 2

**概要** 休業 2月 午後2時 発生  
吹雪に巻き込まれ、事故のため停車している車両に気づかず追突した。

### 事例

**概要** 休業災害（被災者3名） 2月 午後1時 発生

玄関の風除室に発電機を設置して作業員3名が水道管工事をしていたところ、全員が一酸化炭素中毒により倒れ、意識を失ったところを発見されたもの。

#### 防止対策

換気が不十分なところで内燃機関を使用しないこと。

## STOP 一酸化炭素中毒

